野村アセットマネジメント　NOMURA



投資信託説明書
（交付目論見書）

使用開始日
2026年10月31日

野村豪ドル債オープン・プレミアム
毎月分配型／年2回決算型

追加型投信／海外／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社　ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

受託会社　ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

＜照会先＞野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル
0120-753104〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時
●ホームページ
https://www.nomura-am.co.jp/

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月分配型	追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（資産複合（債券通貨オプション）））	年12回（毎月）	日本オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
年2回決算型					年2回			

＊属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞
■設立年月日：1959年12月1日
■資本金：171億円（2026年9月末現在）
■運用する投資信託財産の合計純資産総額：90兆1367億円（2026年8月31日現在）

この目論見書により行なう野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型/年2回決算型の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月24日に関東財務局長に提出しており、2026年4月25日にその効力が生じております。

●投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。

ファンドの特色

主要投資対象

信用力の高い、豪ドル建て公社債を実質的な主要投資対象※1とします。
また、円に対する豪ドルのコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入※2の獲得を目指す「通貨プレミアム戦略」を実質的に活用します。

※1「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
※2 オプションを売った対価として受取る権利料のことを指します。

<一般的なコール・オプションとは>
・コール・オプションとは、ある特定の商品（通貨など）を将来のある期日（満期日など）に、あらかじめ決められた特定の価格（＝権利行使価格）で買う権利を売買する取引のことです。
・取引開始日に、コール・オプションの買い手は、その対価として、コール・オプションの売り手にプレミアム（権利料）を支払います。
・買い手は満期日に権利を行使して、当該商品を権利行使価格で手に入れることができます。一方、売り手はこの権利行使に応じる必要があります。
・為替レートの水準や為替レートの変動率が上昇すること等が、コール・オプションの評価値の上昇要因となります。なお、コール・オプションの売却を行なう場合には、コール・オプションの評価値の上昇は、損失を被る要因となります。

※上記は、コール・オプションの全てを説明したものではありません。また、当てはまらない場合もあります。

投資方針

「野村豪ドル債オープン・プレミアム」は、分配頻度の異なる「毎月分配型」と「年2回決算型」から構成されています。

●円建ての外国投資信託「ノムラ・ストラテジック・ファンド－オーストラリア・ボンド・アンド・カレンシー・プレミアム－J-AUDクラス」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」に投資します。

◆通常の状況においては、「ノムラ・ストラテジック・ファンド－オーストラリア・ボンド・アンド・カレンシー・プレミアム－J-AUDクラス」への投資を中心とします※が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

※通常の状況においては、「ノムラ・ストラテジック・ファンド－オーストラリア・ボンド・アンド・カレンシー・プレミアム－J-AUDクラス」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

■外国投資信託における「通貨プレミアム戦略」について■

◆ファンドにおける「通貨プレミアム戦略」とは、円に対する豪ドルのコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指す戦略をいいます。

・ファンドは、原則として、保有する豪ドル建て資産の評価額の範囲内でコール・オプションの売却を行ないます。
・コール・オプションの満期時において、再度コール・オプションを売却するにあたっては、コール・オプション条件を見直すことを基本とします。
・ファンドでは、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。

<通貨プレミアム戦略の受払イメージ>

オプション満期時における対円での豪ドルの為替レート	通貨プレミアム戦略における受払	
	受け取り	支払い
権利行使価格と同じか、権利行使価格より円高・豪ドル安*1となった場合 *1（例）権利行使価格が1豪ドル＝100円で、為替レートが1豪ドル＝50円となるケース	プレミアムの受け取り	―
権利行使価格を超えて円安・豪ドル高*2となった場合 *2（例）権利行使価格が1豪ドル＝100円で、為替レートが1豪ドル＝150円となるケース	プレミアムの受け取り	オプションにおける支払い（権利行使価格を超える部分）

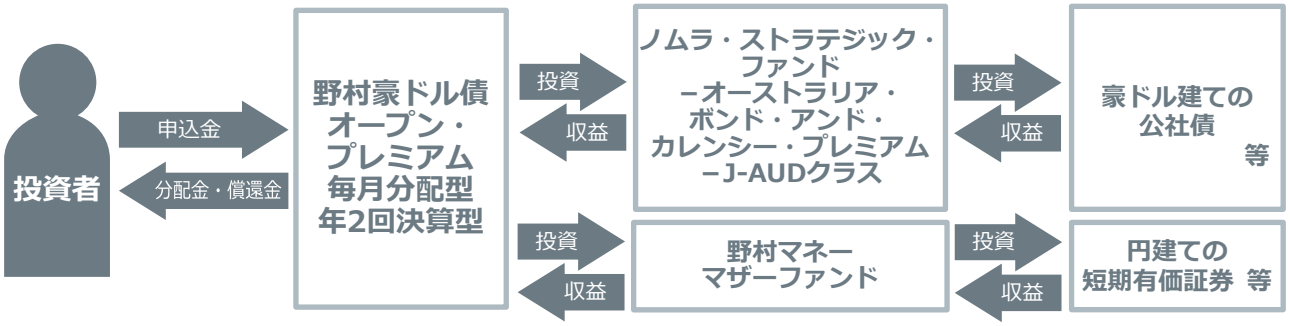
※上記に記載されている為替レートは、実際の為替レート、為替変動および投資判断を示唆するものではありません。
※上記は通貨プレミアム戦略全体の損益を示したものではありません。また、投資成果を示唆または保証するものではありません。なお、一部解約等に伴い通貨プレミアム戦略を解消する等の場合はこの限りではありません。

<通貨プレミアム戦略におけるオプションの評価>

オプションは時価で評価され、その価値の上昇・下落が基準価額に反映されます。なお、コール・オプション売却時点でプレミアム収入相当分が基準価額に反映されるものではありません。
ファンドは、コール・オプションの売却を行ないますので、オプションの価値が上昇すれば基準価額の下落要因となり、オプションの価値が下落すればプレミアム収入を上限として基準価額の上昇要因となります。

※上記はファンドにおける損益の全てを示したものではありません。
※ファンドは、豪ドル建て公社債への投資を行なうとともに、通貨プレミアム戦略において円に対する豪ドルのコール・オプションの売却を行ないます。したがって、円安・豪ドル高が豪ドル建て資産の評価額の上昇要因となる一方、円安・豪ドル高によるオプションの価値上昇が基準価額の下落要因となります。
※後述の「投資リスク」もご覧ください。

●ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

投資対象とする外国投資信託の概要

ノムラ・ストラテジック・ファンド－オーストラリア・ボンド・アンド・カレンシー・プレミアム－J-AUDクラス

（ケイマン諸島籍円建外国投資信託）

＜運用の基本方針＞	
主要投資対象	信用力の高い、豪ドル建て公社債を主要投資対象とします。また、円に対する豪ドルのコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指す「通貨プレミアム戦略」を活用します。
投資方針	・信用力の高い、豪ドル建て公社債（国際機関債、国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、社債等）を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。 ・「通貨プレミアム戦略」を活用し、さらなる収益の獲得を目指す運用を行なうことを基本とします。ファンドにおいて、「通貨プレミアム戦略」とは、円に対する豪ドルのコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指す戦略をいいます。
主な投資制限	・同一発行体の発行する社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・投資信託証券への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社と協議の上、管理会社の判断により、分配を行なう方針です。
償還条項	純資産残高が50億円を下回った場合には償還する場合があります。
＜主な関係法人＞	
管理会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
受託会社	マスター・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
＜管理報酬等＞	
信託報酬	純資産総額の0.52%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	1口につき純資産価格の0.25%（当初1口＝1万円）
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。 ファンドの設立に係る費用（3年を超えない期間にわたり償却）。

上記のほか、一般社団法人資産運用業協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

＊上記は2026年10月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの目的・特色

「野村マネー マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配の方針

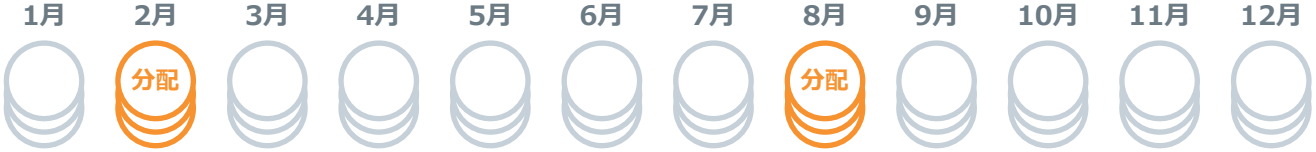
毎月分配型

原則、毎月13日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。



年2回決算型

原則、毎年2月および8月の13日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



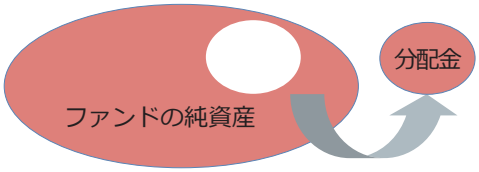
＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

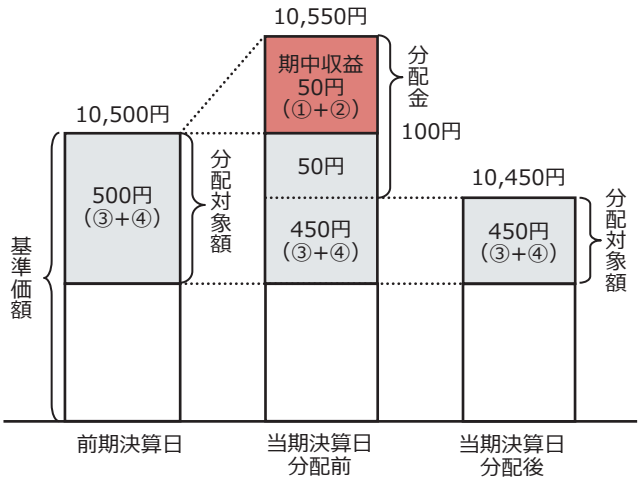


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

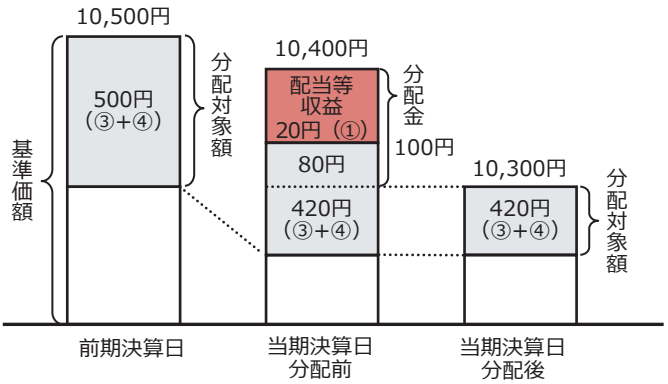
・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合



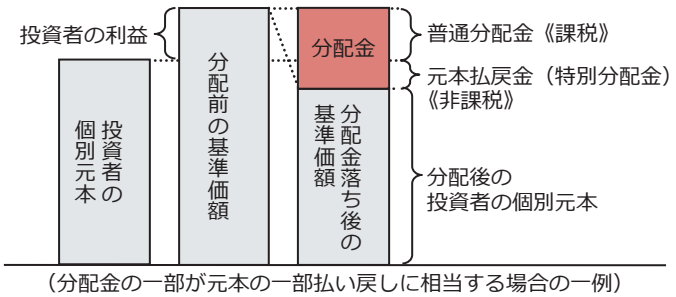
前期決算から基準価額が下落した場合



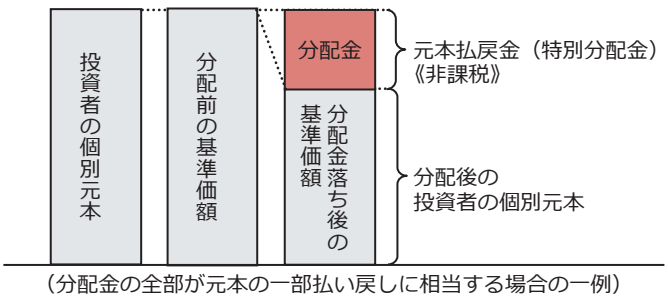
●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 （普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。）
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



（分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合の一例）



（分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合の一例）

分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
通貨プレミアム戦略のリスク	通貨プレミアム戦略において、円に対する豪ドルのコール・オプションの売却を行なうため、円安・豪ドル高や対円での豪ドルの変動率が上昇すること等で、オプションの評価値の上昇による損失を被ることとなり、基準価額の下落要因となります。 換金等に伴い通貨プレミアム戦略を解消する場合、市場規模や市場動向等によっては、コストが発生し、基準価額に影響を与える場合があります。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

＊基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの名称および「通貨プレミアム戦略」中の「プレミアム」とは、オプションのプレミアム収入の「プレミアム」を意味します。
- ファンドが投資対象とする外国投資信託においては、豪ドル建て公社債への投資を行なうとともに、通貨プレミアム戦略において円に対する豪ドルのコール・オプションの売却を行ないます。したがって、円安・豪ドル高により豪ドル建て資産の評価額が上昇する一方、円安・豪ドル高によるオプションの価値上昇で損失を被ることとなります。
- ファンドが投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、ファンドを繰上償還させます。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

投資リスク

●店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

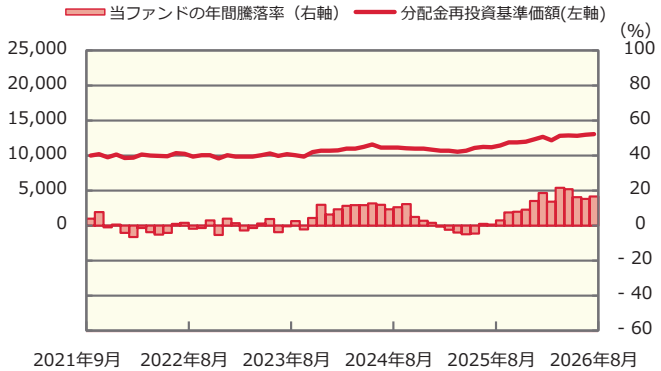
※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

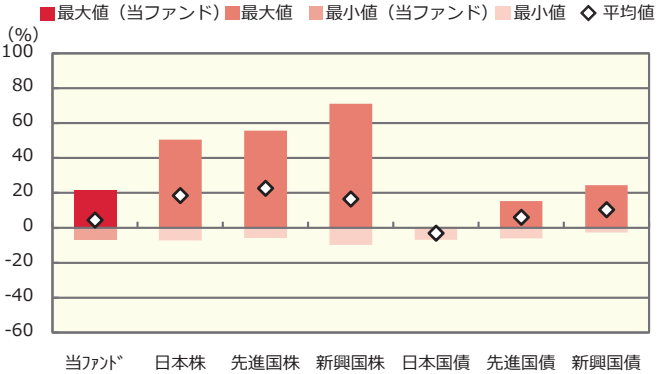
リスクの定量的比較（2021年9月末～2026年8月末：月次）

毎月分配型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**21.6**	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値（%）	**△ 6.5**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値（%）	**4.4**	18.6	22.7	16.6	△ 3.1	6.1	10.3

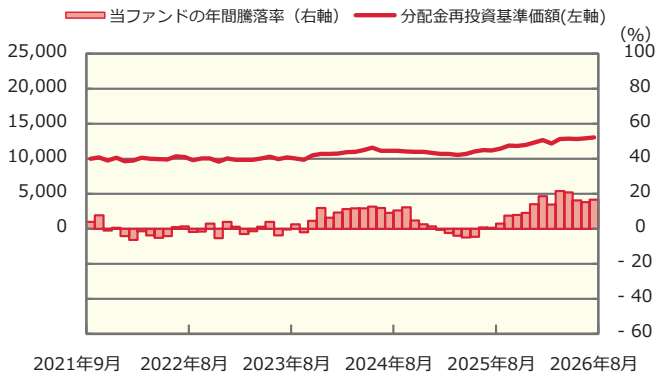
＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年9月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

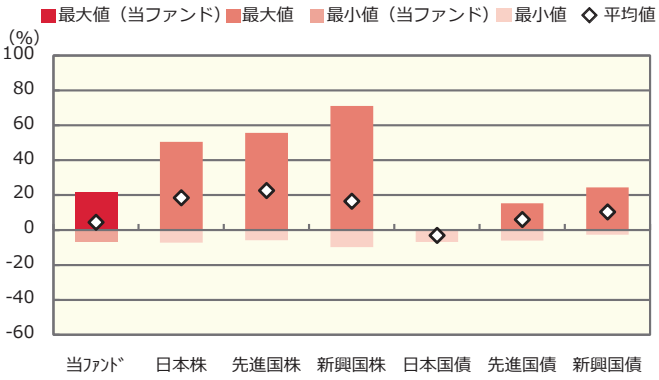
投資リスク

年2回決算型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**21.5**	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値（%）	**△ 6.5**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値（%）	**4.4**	18.6	22.7	16.6	△ 3.1	6.1	10.3

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年9月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

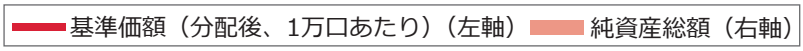
■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

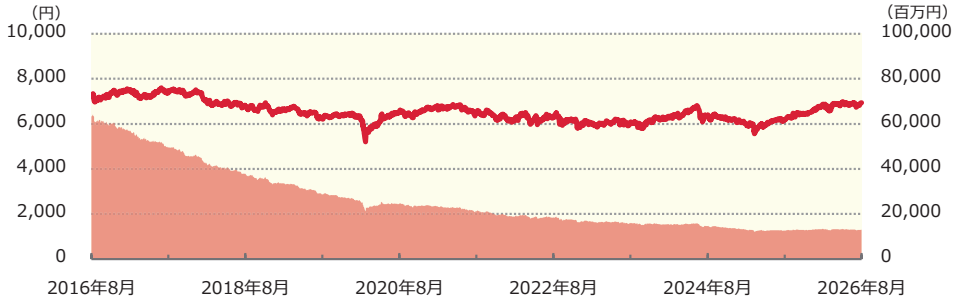
（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

運用実績（2026年8月31日現在）

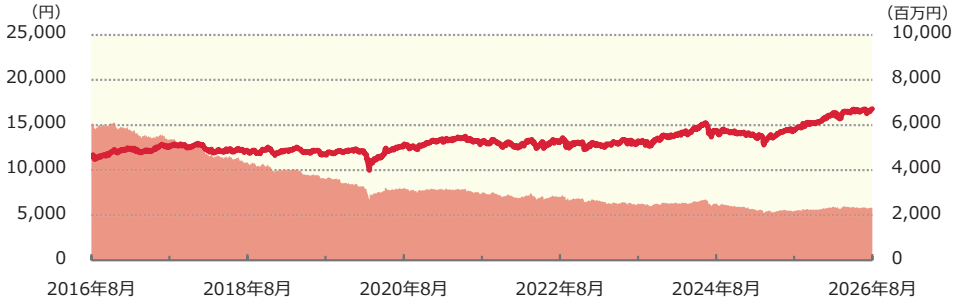
基準価額・純資産の推移（日次）



毎月分配型



年2回決算型



分配の推移

（1万口あたり、課税前）

毎月分配型

2026年8月	20　円
2026年7月	20　円
2026年6月	20　円
2026年5月	20　円
2026年4月	20　円
直近1年間累計	240　円
設定来累計	7,230　円

年2回決算型

2026年8月	10　円
2026年2月	10　円
2025年8月	10　円
2025年2月	10　円
2024年8月	10　円
設定来累計	290　円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	投資比率（%）	
		毎月分配型	年2回決算型
1	ノムラ・ストラテジック・ファンド－オーストラリア・ボンド・アンド・カレンシー・プレミアム－J-AUDクラス	98.7	98.5
2	野村マネー　マザーファンド	0.0	0.0

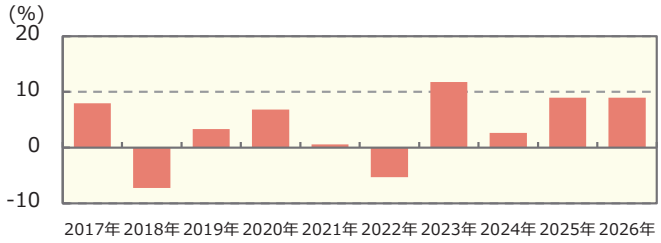
実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率（%）	
			毎月分配型	年2回決算型
1	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP	オーストラリア州政府債	17.2	17.2
2	TREASURY CORP OF VICTORIA	オーストラリア州政府債	13.9	13.8
3	SOUTH AUSTRALIAN GOVERNMENT FINANCING AUTHORITY	オーストラリア州政府債	7.8	7.8
4	TREASURY CORP OF VICTORIA	オーストラリア州政府債	7.1	7.1
5	TREASURY CORP OF VICTORIA	オーストラリア州政府債	4.9	4.9

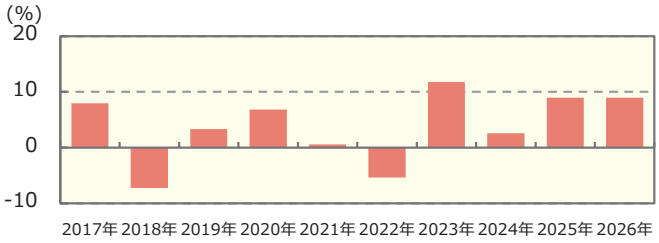
運用実績（2026年8月31日現在）

年間収益率の推移（暦年ベース）

毎月分配型



年2回決算型



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・ファンドにベンチマークはありません。
・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位 （購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購入代金	原則、購入申込日から起算して6営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。

申込締切時間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購入の申込期間	2026年4月25日から2027年2月10日まで
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	スイッチングのお取扱いはありません。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が下記のいずれかの休業日に該当する場合または12月24日である場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。 ・シドニーの銀行　　・ルクセンブルグの銀行
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	2027年2月15日まで　（2012年2月17日設定）
繰上償還	主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、償還となります。また、やむを得ない事情が発生したとき等は、償還となる場合があります。
決算日	・毎月分配型　：原則、毎月13日（休業日の場合は翌営業日） ・年2回決算型　：原則、毎年2月および8月の13日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	・毎月分配型　：年12回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能） ・年2回決算型　：年2回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）
信託金の限度額	各ファンドにつき、1兆円
公告	原則、https://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。
運用報告書	2月、8月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

手続・手数料等

課　税　関　係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 ＊上記は2026年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	購入時手数料	購入価額に3.3%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 （詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。） 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
	信託財産留保額	換金時に、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	運用管理費用 （信託報酬）	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。
	その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税　　等

信託報酬率			年0.693%（税抜年0.63%）
支払先の配分（税抜）および役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.10%
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	年0.50%
	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.03%
投資対象とする外国投資信託の信託報酬率			年0.52%
実質的な負担 (注)			年1.213%　程度　（税込）

（注）ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

手続・手数料等

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。
●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

＊上記は2026年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
＊法人の場合は上記とは異なります。
＊税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率 （①＋②＋③＋④）	①ファンドの運用管理費用の比率	②ファンドのその他費用の比率	③投資先ファンドの運用管理費用の比率	④投資先ファンドの運用管理費用以外の比率
毎月分配型	1.24	0.69	0.00	0.51	0.04
年2回決算型	1.24	0.69	0.00	0.51	0.04

（2026年2月14日～2026年8月13日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。
＊ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
＊ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
＊ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
＊投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
＊投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。